

高槻市告示第451号

土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり特定有害物質によって汚染されている区域を指定する。

平成17年8月8日

高槻市長 奥本 務

1 指定する区域

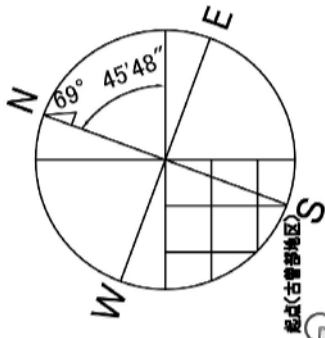
別図のとおり（高槻市古曽部町二丁目243番1、244番、245番、245番2、246番1、246番2、246番3、247番1、247番2、248番1、248番2、249番1、250番、251番1、251番2、254番、256番、257番、262番1、262番6、263番1、263番3、264番1、264番3、266番1、266番3、268番1、268番3、269番1、269番3、269番4、269番5、269番6、270番1、271番1、1076番1の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第18条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第18条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称

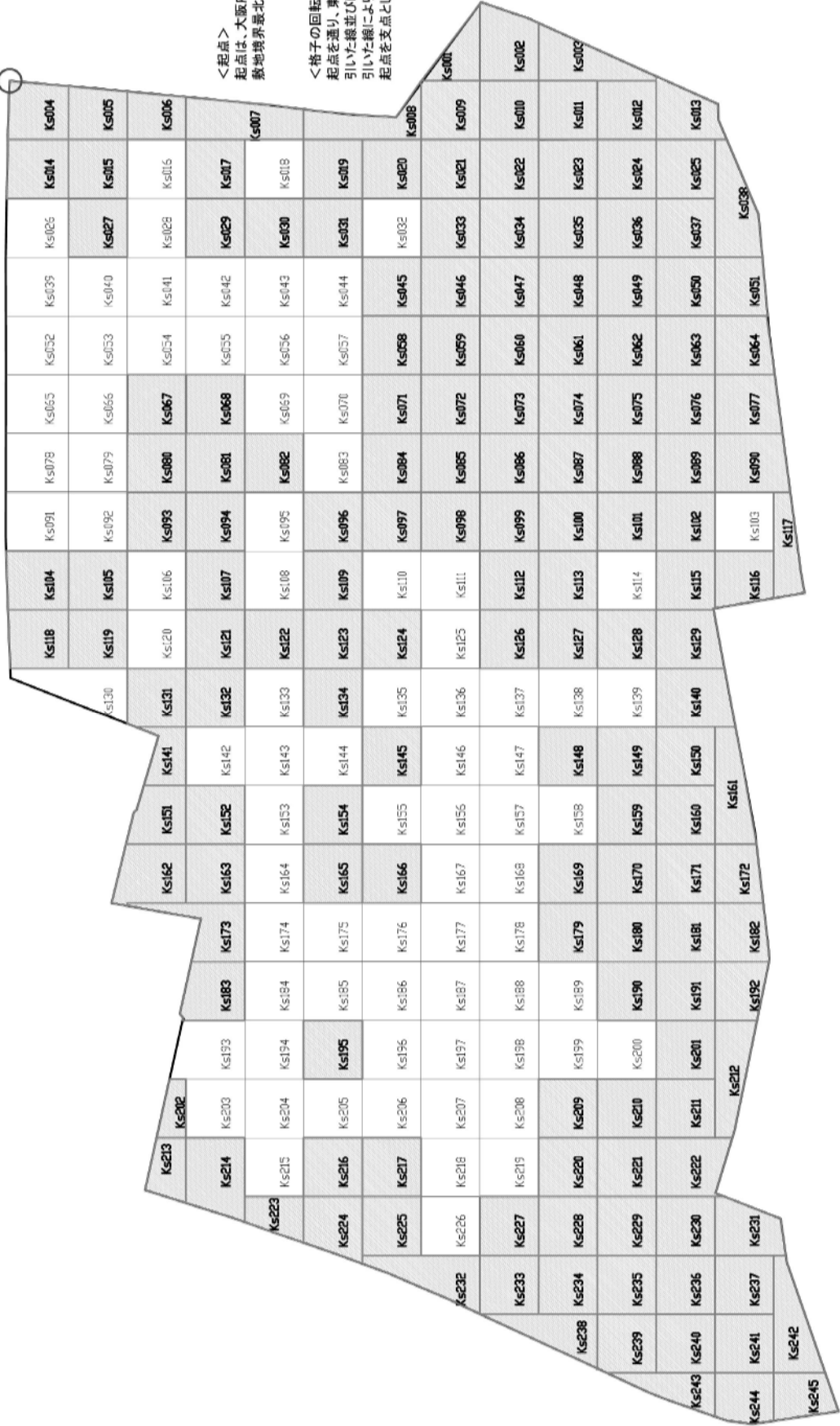
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物



起点(古普部地区)

＜起点＞
 起点は、大阪府高槻市古普部町の
 敷地境界北端の境界点とする。

＜格子の回転角度＞ 69° 45' 48"
 起点を通り、東西方向及び南北方向に
 引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で
 格子を形成する格子を、
 起点を支点として回転させた角度を示す。



指定区域一覧図(総括図)